



# 鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)  
号外第 28 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての 県費負担に関する条例の一部を改正する条例 (17) (地域振興課) . . . . . 3
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (18) (〃) . . . . . 4
	鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (19) (スポーツ課) . . . . . 7

## ==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

公職選挙法の一部が改正され、都道府県議会議員の選挙において選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 県は、県議会議員の選挙につき、候補者が無料でビラを作成することができるよう、(2)の限度額の範囲内でその費用を負担するものとする。

(2) 費用の負担の限度額は、候補者1人について、ビラ1枚当たりの作成単価7円51銭に作成枚数(基準枚数を上限とする。)を乗じて得た金額とする。

## (3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成31年3月1日とする。

イ 改正後の条例が適用される選挙を定める。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

(1) 介護保険法の一部が改正され、同法の規定に基づく県の権限に属する事務が市町村の権限に属する事務とされたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務を迅速に処理するため、当該事務の一部を市町に移譲する。

## 2 条例の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定に係る事務等について、南部箕蚊屋広域連合への移譲項目から削除する。

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づくクマの捕獲等の許可に係る事務等を処理する市町村に倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町を追加する。

## (3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定方法の見直しに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 鳥取県立武道館の指定管理候補者は、公募により選定することとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第17号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例(平成6年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「ビラ」とは、法第142条第1項第3号及び第4号のビラをいう。</p> <p>3～5 略</p> <p>(県費負担)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、第9条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が基準枚数(法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。))を超える場合には、当該基準枚数)を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「ビラ」とは、法第142条第1項第3号のビラをいう。</p> <p>3～5 略</p> <p>(県費負担)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、第9条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が基準枚数(法第142条第1項第3号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。))を超える場合には、当該基準枚数)を乗じて得た金額とする。</p>

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

#### (適用区分)

- 2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第18号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）	南部箕蚊屋広域連合	8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、 <u>第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、</u> 第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）	南部箕蚊屋広域連合
(1)～(3) 略		(1)～(3) 略	
<u>(4)</u> 略		<u>(4)</u> <u>第46条第1項の規定による指定</u> <u>居宅介護支援事業者の指定</u>	
<u>(5)</u> 略		<u>(5)</u> 略	
<u>(6)</u> 略		<u>(6)</u> 略	
<u>(7)</u> 略		<u>(7)</u> 略	
<u>(8)</u> 略		<u>(8)</u> 略	
<u>(9)</u> 略		<u>(9)</u> 略	
<u>(10)</u> 略		<u>(10)</u> 略	
<u>(11)</u> 略		<u>(11)</u> 略	
<u>(12)</u> 略		<u>(12)</u> 略	
<u>(13)</u> 略		<u>(13)</u> 略	
<u>(14)</u> 略		<u>(14)</u> 略	
<u>(15)</u> 略		<u>(15)</u> 略	
		<u>(16)</u> 略	
		<u>(17)</u> <u>第79条の2第1項の規定による</u> <u>指定の更新</u>	
		<u>(18)</u> <u>第82条第1項の規定による指定</u>	

		<p><u>居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出並びに同条第2項の規定による事業の廃止等の届出の受理</u></p> <p>(19) <u>第82条の2第1項の規定による連絡調整又は援助</u></p> <p>(20) <u>第83条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令及び立入検査</u></p> <p>(21) <u>第83条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告</u></p> <p>(22) <u>第83条の2第2項の規定による公表</u></p> <p>(23) <u>第83条の2第3項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する命令</u></p> <p>(24) <u>第83条の2第4項の規定による公示</u></p> <p>(25) <u>第83条の2第5項の規定による通知の受理</u></p> <p>(26) <u>第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し及び効力の停止</u></p> <p>(27) <u>第85条の規定による公示</u></p>
(16)	略	(28) 略
(17)	略	(29) 略
(18)	略	(30) 略
(19)	略	(31) 略
(20)	略	(32) 略
(21)	略	(33) 略
(22)	略	(34) 略
(23)	略	(35) 略
(24)	略	(36) 略
(25)	略	(37) 略
(26)	略	(38) 略
(27)	略	(39) 略
(28)	略	(40) 略
(29)	略	(41) 略
(30)	略	(42) 略
(31)	略	(43) 略
(32)	略	(44) 略
(33)	略	(45) 略
(34)	略	(46) 略
(35)	略	(47) 略

(36) 略		(48) 略	
略		略	
28 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	鳥取市、 倉吉市、 岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡の町及び日野郡日南町	28 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	鳥取市、 岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡三朝町及び日野郡日南町
29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、 倉吉市、 岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡の町及び日野郡日南町	29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、 岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡三朝町及び日野郡日南町
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表28の項及び29の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例第19号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第4条 削除	<u>(指定管理者の選定の特例)</u> 第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。